

成年後見人等の報酬額について

1 報酬はどのような性質のものでしょうか。

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができるものとされています（民法862条）。（これは、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても、同様です。）

この成年後見人等に対する報酬の付与は、申立てがあった場合に、裁判官の審判によって決定されることになっていますが、報酬をいくりにするかの基準は法律で決まっていません。

* 報酬は、申立後、裁判官が報酬をいくら支払うという審判を行い、後見人等がその審判の通知を受けて初めて被後見人名義の財産から引き出すことができます。もし、この手続きをとらずに後見人等が勝手に引き出すと、不正な行為として処罰される場合があります。

それでは、どのようにして報酬額が定められるかといいますと、後見人等が行った後見等の事務（財産管理及び身上監護）の内容、後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を裁判官が総合的に考慮して定めます。

2 報酬の額はいくらくらいになるのでしょうか。

(1) 成年後見人、保佐人、補助人の場合

成年後見人等が、通常の後見等の事務を行った場合の報酬は、月額1万円～2万円程度と決定されることが多いようです。

* 管理財産額（現金、預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いことから、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には月額3万円～4万円程度、管理財産額が5000万円を超える場合には月額5万円～6万円程度とされることもあります。

(2) 成年後見監督人，保佐監督人，補助監督人，任意後見監督人の場合

成年後見監督人等が，通常の後見等の監督事務を行った場合の報酬は，管理財産額が5000万円以下の場合には月額5000円～2万円程度，管理財産額が5000万円を超える場合には月額2万5000円～3万円程度と決定されることが多いようです。

(3) 報酬の増額と減額について

被後見人等の身上監護に困難が伴う場合や成年後見人等の不正があり後任の成年後見人等がその対応に当たったような場合には，報酬が増額されることもあります。一方，残存財産額が僅少な場合や成年後見人等の事務が不十分であったような場合，逆に，報酬が減額されることもあります。

また，成年後見人等が複数の場合には，その担当した事務の内容に応じて，適宜の割合で報酬を按分する場合があります。

(以上の報酬金額は，これまでの大まかな傾向をご説明するものであり，特定の事案について報酬額を決定するものではありません。)